

県民みんなで、飲酒運転を撲滅しましょう！

飲酒運転をしない、 させない、許さない条例

平成20年3月21日施行されました。

条例の目的

飲酒運転を撲滅し、飲酒運転のない安全で安心な
県民生活の実現を目指します。

条例のポイント

- 「私たち一人ひとりの自覚と意思により飲酒運転を撲滅することができる」との理念に立ちつつ、家庭や地域の結びつきを活かし、家庭や地域の役割を重視したほか、事業者の役割も明記し、県民挙げての取組みに重点を置いています。
- 公職にある者の率先垂範を明記し、自ら行動を厳しく律し、県民に模範を示す立場にあることを自覚し、飲酒運転の撲滅に率先して取り組むこととしています。



山形県